

第8章 生物多様性の保全・復元に向けた戦略

1 生物多様性の地域性及び3つのレベルに応じた対策

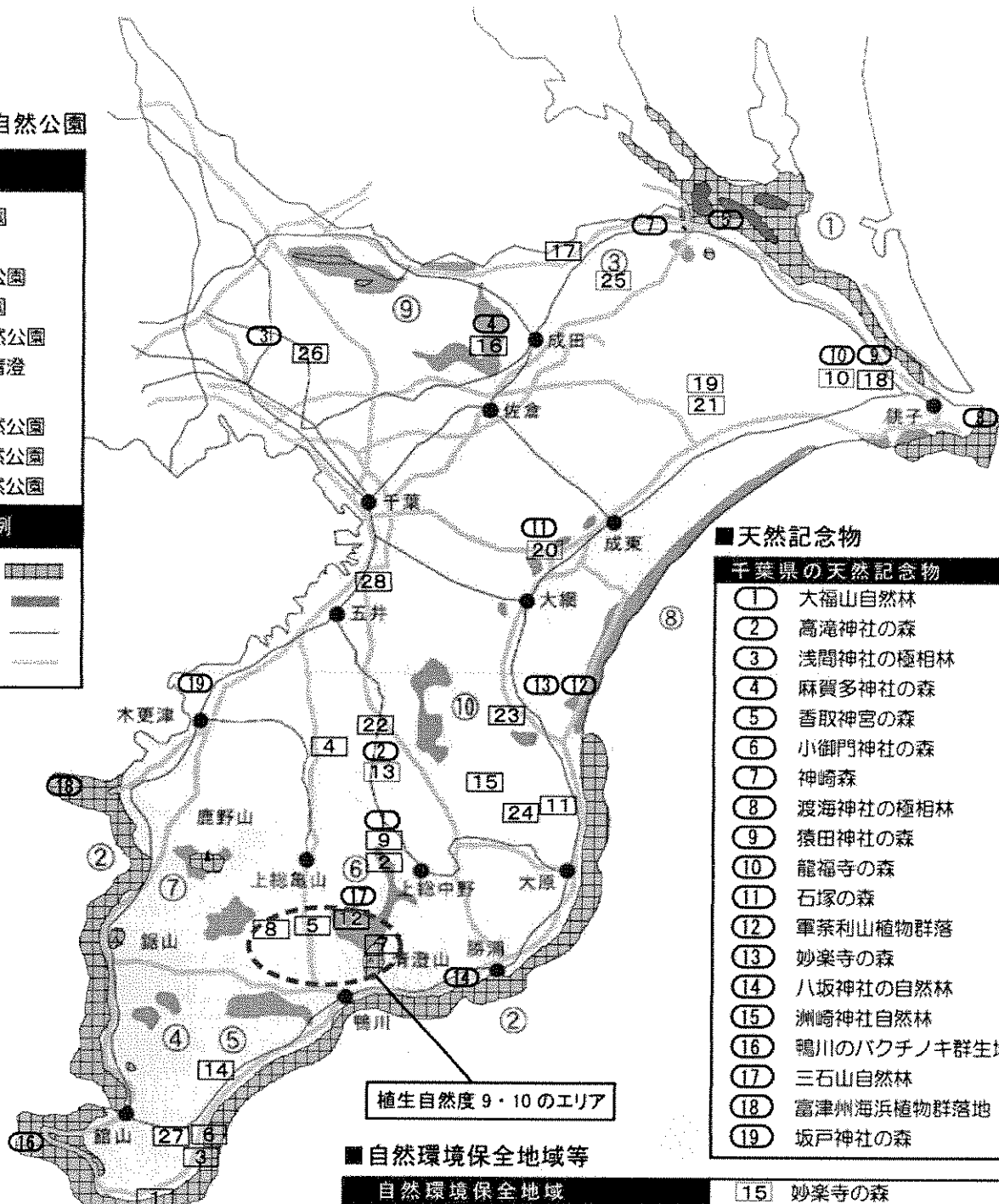
(1) 原生的な自然環境の保護・復元

- 南房総の丘陵地は、現在、森林としては県内では最も自然性が高い地域と考えられているが、明治初期には大部分がマツ林と草原に覆われていた。つまり、100年という時間が経過することにより、かなり自然性が高い状況にまで回復している。ここでは、このように回復により自然性が高くなったところも含めて「原生的」として扱う。
- 原生的な自然環境においては、様々な自然の現象（環境条件と生物種の生息・生育場所との対応、生物種間の食う一食われる・共生・寄生等の関係、植生の遷移、攪乱を受けた時の修復機能、多様な種の共存機能等々）を見ることができる。こうした自然の仕組みというのは、人が手を加えてつくった自然においては、必ずしも十分に発揮されないものである。このように自然の仕組みの保護も含め、希少性、生物の宝庫、科学的な研究対象、科学的な知見の宝庫、それが有する歴史性の保護、そして自然への尊厳などから、原生的な自然環境を保護する必要がある。
- 千葉県は、最高峰が嶺岡山地の愛宕山で標高408mと全国一低く、最も平坦な県土です。しかも、首都圏にあつて、京葉工業地帯や市街地が広がるなど、全県的に土地利用が行われているため、原生的な自然環境はほとんど残っていません。わずかに残されているのは、清澄山一帯の東京大学千葉演習林（正式には、東京大学大学院農学生命科学研究科附属科学の森教育研究センター千葉演習林）です。ここは1894年に演習林となり、スギ等の植林も行われていますが、自然の森林をそのまま保全している場所も多くあります。この辺りの森林は、針葉樹のモミやツガが林の最上層を占め、その下にスダジイやアカガシ、ウラジロガシなどのカシ類が優占する構造が多く見られます。また、谷筋ではフサザクラなどの落葉樹が優占する場所も多く見られます。これらの森林は、自然林と考えられています。
- また、それ以外に自然林と呼べるようなまとまった林はほとんどありませんが、各地の神社や寺の敷地にはモミ、スダジイ、カシ類、ケヤキ、ムクノキなどから成る比較的自然性の高い森林が残されています。これらの森林は、宗教的な場所、言わば聖地として保護されてきたものです。
- 一方、海岸線に目をやると、東京湾内湾を除いて、まだ各所に自然の海岸線が残されています。海岸の砂浜や海食崖は、砂の移動あるいは潮風や海水の飛沫を浴びるなど厳しい環境条件にさらされています。このような場所では、ハマヒルガオ、スカシユリ、コウボウムギなどの多年草や低木を中心とした海岸植生が形成されています。海域では、特に外房の岩礁地は原生的な地域ということが出来ます。
- これら原生的な自然環境は、面積的にはわずかですが、千葉県における生物多様性の核（コア）となる場所です。これらの場所は、今後人為をできるだけ排除して生物多様性を保全あるいは復元していく必要があります。そのためには、以下の事項を踏まえて対策

■ 国定公園：県立自然公園

公園名	
①	水郷筑波国定公園
②	南房総国定公園
③	県立大利根自然公園
④	県立富山自然公園
⑤	県立嶺岡山系自然公園
⑥	県立養老溪谷奥清澄
⑦	県立高宕山
⑧	県立九十九里自然公園
⑨	県立印旛手賀自然公園
⑩	県立笠森鶴舞自然公園

凡例	
国定公園区域	
県立自然公園区域	
鉄道	
主要道路・国道	



■ 天然記念物

千葉県天然記念物	
①	大福山自然林
②	高滝神社の森
③	浅間神社の極相林
④	麻賀多神社の森
⑤	香取神宮の森
⑥	小御門神社の森
⑦	神崎森
⑧	渡海神社の極相林
⑨	猿田神社の森
⑩	龍福寺の森
⑪	石塚の森
⑫	軍荼利山植物群落
⑬	妙楽寺の森
⑭	八坂神社の自然林
⑮	洲崎神社自然林
⑯	鴨川のバクチノキ群生地
⑰	三石山自然林
⑱	富津州海浜植物群落地
⑲	坂戸神社の森

■ 自然環境保全地域等

自然環境保全地域	
①	白浜
②	梅ヶ瀬溪谷
③	高塚山
④	地藏堂・藪化石帯
⑤	元清澄山
⑥	崖地植生自然環境保全地域
⑦	内浦山
⑧	清和
⑨	大福山北部

郷土環境保全地域	
⑩	竜福寺の森
⑪	清水観音の森
⑫	三石山
⑬	高滝神社の森
⑭	石堂寺の森

緑地環境保全地域	
⑮	妙楽寺の森
⑯	麻賀多神社の森
⑰	小御門神社の森
⑱	猿田神社の森
⑲	飯高壇林の森
⑳	日吉神社の森
㉑	妙福寺・飯高中社の森
㉒	橋禅寺の森
㉓	八幡山
㉔	万木城跡
㉕	大慈恩寺の森
㉖	八王子神社の森
㉗	小松寺の森
㉘	山倉ダム周辺

を考える必要があります。

- ・ 各種法令に基づき、原生的な自然環境を指定して保全する必要がある（千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域、その他の法令）。
- ・ 自然公園区域については、生物多様性の観点からその保全状況を確認し、千葉県における生物多様性のコアエリアとして、後世に承継していけるよう見直しを行う必要がある（公園区域、地種区分、風景地保護協定制度、公園管理団体制度等）。
- ・ 原生的な自然環境の周辺地域では、放置された里山や谷津田を原生的な自然環境に復元させることも行う必要がある。
- ・ 社寺林等の断片的な小面積の箇所については、生物多様性の低下を防ぐため、コリドールの設置による連続性の確保、周辺地域の復元による面積の拡大、人為的な管理等の対策が必要である。
- ・ 原生的な自然環境が維持されている河川、湖沼、海岸については、現状を維持し、防災のための措置等が必要な場合は、自然環境を損ねない方法を基本とする必要がある。

(図表等を掲載予定)